

## 清掃事業の移管に伴う基本的課題に関するまとめについて

### 1. まとめの位置づけ

平成9年度、都区ワーキンググループにおいて、都区協議会・清掃事業検討会から下命のあった基本的課題等の10項目の検討を行ったもの。

### 2. 検討課題

- ・ 清掃事業検討会下命の基本的課題（6項目）
  - (1) 一般廃棄物処理計画に関する整理 ----- 1頁
  - (2) 可燃ごみの地域処理等に関する整理 ----- 2頁
  - (3) 一般廃棄物処理業の許可等に関する整理 ----- 2頁
  - (4) 雇上車両の契約事務等に関する整理 ----- 2頁
  - (5) 地方自治法第252条の2の協議会に関する整理 ----- 3頁
  - (6) 清掃一部事務組合に関する整理 ----- 3頁
- ・ 新たな事務執行方法を考える上で特に基礎的かつ重要な課題等（4項目）
  - (7) し尿処理に関する整理 ----- 4頁
  - (8) 清掃事業総合情報システムの継承 ----- 4頁
  - (9) 最終処分に関する整理 ----- 4頁
  - (10) 保健所設置市（長）の事務の移管の範囲 ----- 5頁

### 3. 検討の結果

以下の「清掃事業の移管に伴う基本的課題に関するまとめ（概要版）」のとおり

# 清掃事業の移管に伴う基本的課題に関するまとめ（概要版）

（平成 9 年度）

## 1 検討にあたって

清掃事業移管後は、23特別区がそれぞれ主体となって清掃事業を行うことになる。円滑な清掃事業の移管にあたっては、検討しなければならない事項は多岐にわたっている。

今年度の検討は、清掃事業検討会から下命を受けた基本的課題 6 項目に加えて、新たな事務執行方法を考える上で特に基本的かつ重要と思われる課題及び厚生省との調整状況について都から報告を受けそのことについても検討をおこなった。

検討の基本的スタンスとして、清掃事業が住民生活に密着した重要な事業であることから、移管にあたっては住民に無用な混乱をまねかないよう、事業を円滑に引き継ぐことを基本とした。

## 2 個別課題の検討

### (1) 一般廃棄物処理計画に関する整理

#### ① ごみ量の推計に関する基本方針

移管時には「東京都一般廃棄物処理基本計画東京スリムプラン21」（以下スリムプランという。）のごみ量推計値と整合させる必要がある。区別ごみ量の推計では都区で具体的に検討していく。

#### ② 基本計画の策定

基本計画は各特別区が主体となって策定するが、スリムプランを基本的に継承していく。

#### ③ 移管初年度の実施計画の策定

都の協力のもとに各特別区が策定するが、策定スケジュールや都区間の検討体制を今後速やかに確定する必要がある。また、ごみ収集や資源回収の作業計画におけるごみ種・収集回数・積載基準等や、清掃工場の受入れ基準等を継承する。

#### ④ 分別収集計画の策定との整合性

容器包装リサイクル法第10条に定める分別収集計画は、移管時までに各特別区が策定しなければならない。その際には、ごみ量推計値に関して一般廃棄物処理計画と整合させる必要がある。

#### ⑤ 策定のスケジュール

基本計画等は、平成11年秋には確定させる必要がある。

(2) 可燃ごみの地域処理等に関する整理

① 地域処理の具体的枠組

今後特別区が主体となって、都の考え方をもとに移管時の作業に支障がないように具体的枠組みを決定していく。ダイオキシン対策等により、地域処理の枠組みについては毎年見直す必要がある。灰溶融処理も地域処理を行う必要があるが、清掃工場の施設と配置が異なるので、施設の整備状況にあわせた枠組みを策定しなければならない。

② 委託処理協定の考え方

委託処理協定は、中長期的内容を担保する基本協定と、単年度における各特別区間の委託処理契約がある。

委託処理料については、可燃ごみ処理委託料と灰溶融処理委託料の 2 種類に分け、それぞれ統一した料金体制とする。

③ 清掃協議会の関与

清掃協議会は、年度ごとの地域処理の枠組の調整や緊急時の対応などの日常的調整を行う。

(3) 一般廃棄物処理業の許可等に関する整理

1) 厚生省との調整結果

① 事務手続き面の負担増回避策の対応策

手続き面の負担増回避については、原則として許可事務の流れの大枠変更をしないとの考え方から、各特別区が申請者の受理事務を行い、清掃協議会が関係特別区長の名において許可事務を行うことが考えられる。

② 経済面の負担増回避の対応策

経済面の負担増回避については、申請者の負担増にならないように調整する。また、手数料納付については、清掃協議会に一括納付することが考えられる。

2) 今後の検討

清掃協議会の負担増回避の具体的方法について、速やかに決定していくとともに、移管時の経過措置についても関係省庁との検討状況を踏まえ検討しておく必要がある。

(4) 雇上車両の契約事務等に関する整理

① 清掃協議会が関与する契約の範囲

清掃協議会で共同処理する契約の範囲は、基本的に中間処理施設への運搬までとするが、清掃工場の残灰の運搬契約についても現行方式を踏まえて協議会が共同処理する。

なお、不燃ごみ処理施設等以後の運搬契約は処理主体である清掃一部事務組合等が締結する。詳細については、今後検討を進める。

- ② 配車及び契約の基本的な考え方  
臨時車を含めた配車及び契約については、現行方式を踏まえた対応を基本とする。
  - ③ 規定整備の内容  
清掃協議会による共同処理等の契約手法と各特別区の規程との整合性を確認し、必要に応じて整備をしていく。
  - ④ 覚書締結の必要性  
協議案別紙の記述を踏まえ、全体の状況を総合的に勘案した上で、都と特別区の間で覚書を締結する。
- (5) 地方自治法<sup>第</sup>252条の2の協議会に関する整理
- ① 清掃協議会の構成員  
搬入調整等を一括的に行うために、清掃一部事務組合を構成員にする方向で今後検討を進める。
  - ② 清掃協議会の機能  
管理執行型と連絡調整型の両方の機能を併せ持った協議会とする。  
連絡調整型の調整事項については、構成員間の意志決定の実行性を担保する必要があり、規約等に明示する方法も含め、具体的な手法について今後検討を進める。
  - ③ 具体的な調整のあり方  
円滑な事業執行を行うため、具体的な調整について具体的ルールを定めておく。ルールによりがたい場合は、清掃協議会に主体的調整機能を持たせる方向で検討する。
  - ④ 想定される管理執行型事務  
雇上契約（協議案）、一般廃棄物処理業許可業務の一部が該当すると考えられるが、技術支援などその他の事項も含め今後検討していく。
  - ⑤ 清掃協議会設立のスケジュール  
清掃協議会の準備組織は、特別区が主体となり早急に立ち上げる必要がある。移管時以前における清掃協議会の立ち上げ時期については、法令上の規程を考慮して決定していく。
- (6) 清掃一部事務組合に関する整理
- ① 帰属主体の異なる施設の管理運営  
一体的運営を行うこととするが、関係法令の確認が必要である。  
施設の帰属等については、協議案の内容、関係区の意向を考慮しつつ今後検討していく。

② 施設の整備

既存施設の建替整備については、清掃協議会の調整を受けつつ清掃一部事務組合が行う方向で検討する。

③ 清掃一部事務組合設立スケジュール

清掃一部事務組合の準備組織は、法改正の動向を考慮し、協議会の設立時期との整合性を図りながら、早急に立ち上げる必要がある。

(7) し尿処理に関する整理

① 現行の収集区域と移管時における収集体制

移管時においては、その時点の収集区域・中継所など収集体制を含めた処理システムを基本的に継承する。

② 委託処理システムの確立

収集体制を保有していない区は、保有区に委託することになる。下水道放流施設（下水道投入施設）は清掃一部事務組合に帰属する。

③ 清掃協議会の関与

収集戸数の減少・中継所の廃止などによる、収集区域や収集体制の変更等については、清掃協議会が23区特別区全体の作業面のバランスを考慮し、安定的で効率的な収集体制の必要な調整を行う。

(8) 清掃事業総合情報システムの継承

① 清掃事業総合情報システムの必要性

移管後情報システムは各清掃施設及び本庁に設置された施設を相互に通信し、各種データの送受信を行っている。また、移管後に新たに生じる各特別区間の委託処理料の算定にも有効なものである。最終処分場への搬入管理にも利用されており、搬入量の把握が各特別区においても必要であることから現状を基本として継承する。

② 運用管理体制

総合情報システムは、特別区・清掃協議会・清掃一部事務組合・都が使用する。円滑にシステム運用を行うためには、機器の増設・障害時の対応などについて一定のルールを策定するとともに、一括して管理する組織が必要である。

③ 移管前のシステム改修作業

基本的に業務形態を継承するとしても、事業主体が変わることに伴い、細部のシステム改修が予想される。そのためには、移管後の業務を確定する必要があり、システム担当者が加わって検討することが効率的である。

(9) 最終処分に関する整理

① 移管後の運営形態

移管後の新海面処分場の運営形態は、協議案に記載されているとおり、都が

設置管理する。

また、都と特別区は連携して新海面処分場の延命化のため、最終処分場の減量化を推進する。

② 新海面処分場後の最終処分場の確保

移管後の一般廃棄物最終処分場の新たな確保については、都と特別区は、東京湾域における廃棄物の広域的対応を含めて主体的に検討を行う。

(10) 保健所設置市（長）の事務の移管の範囲

厚生省との調整結果は、次のとおりとなった。

- ① 産業廃棄物に関する指導・許可当の事務及び一般廃棄物処理施設の許可等の事務については、協議案どおり都が行う。
- ② 特別区は、浄化槽法に基づく保健所設置市(長)の事務を行う。浄化槽法に定める立入検査等の職務を行わせるため、環境衛生指導員を設置する。

\* 本条一部改正(昭三二・二法二六九、昭三五・五法二〇、昭二七・七法二六二、昭三五・六法一一三)

【引用条文】

【法三(地方公共団体の名称) 3

【参照条文】

【条例の制定、改廃】法二一・一四・七四・九六一

I 【政令の定】一令一七四の一八

【協議会の設置】

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部若しくは普通地方公共団体の長、委員若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体若しくは普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

② 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては自治大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

③ 第一項の協議会については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

④ 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては自治大臣、その他のものについては都

道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

⑤ 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関は、当該計画に基づいて、その事務を処理し、又はその権限に属する事務を管理し及び執行するようしなければならない。

⑥ 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

\* 本条追加(昭二七・八法三〇六、一項一部改正(昭二九・六法一九三)、二項一部改正(昭三五・六法一一三)、一・二・三項一部改正(昭四一・五・六項一部追加(昭三六・二法三五)、二項一部改正(昭四四・三法二二)

【参照条文】

① 普通地方公共団体の事務(法二二・九) 【長の権限に属する事務】法一四八・一四九 【委員会、委員の権限に属する事務】法一八〇の八・一八〇の九・一八六・一九九・二〇二の二 【執行機関】法一三

【実例】

※ 協議会を設けることにより関係地方公共団体の執行機関が消滅し去るものではない。(昭二七・八行政資料)

【協議会の組織】

第二百五十二条の三 普通地方公共団体の協議会は、

及び委員を以てこれを組織する。

② 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員の中から、これを選任する。

③ 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

\* 本条追加(昭二七・八法三〇六)

【参照条文】

※ 法二五二の二・二五二の四・二五二の六

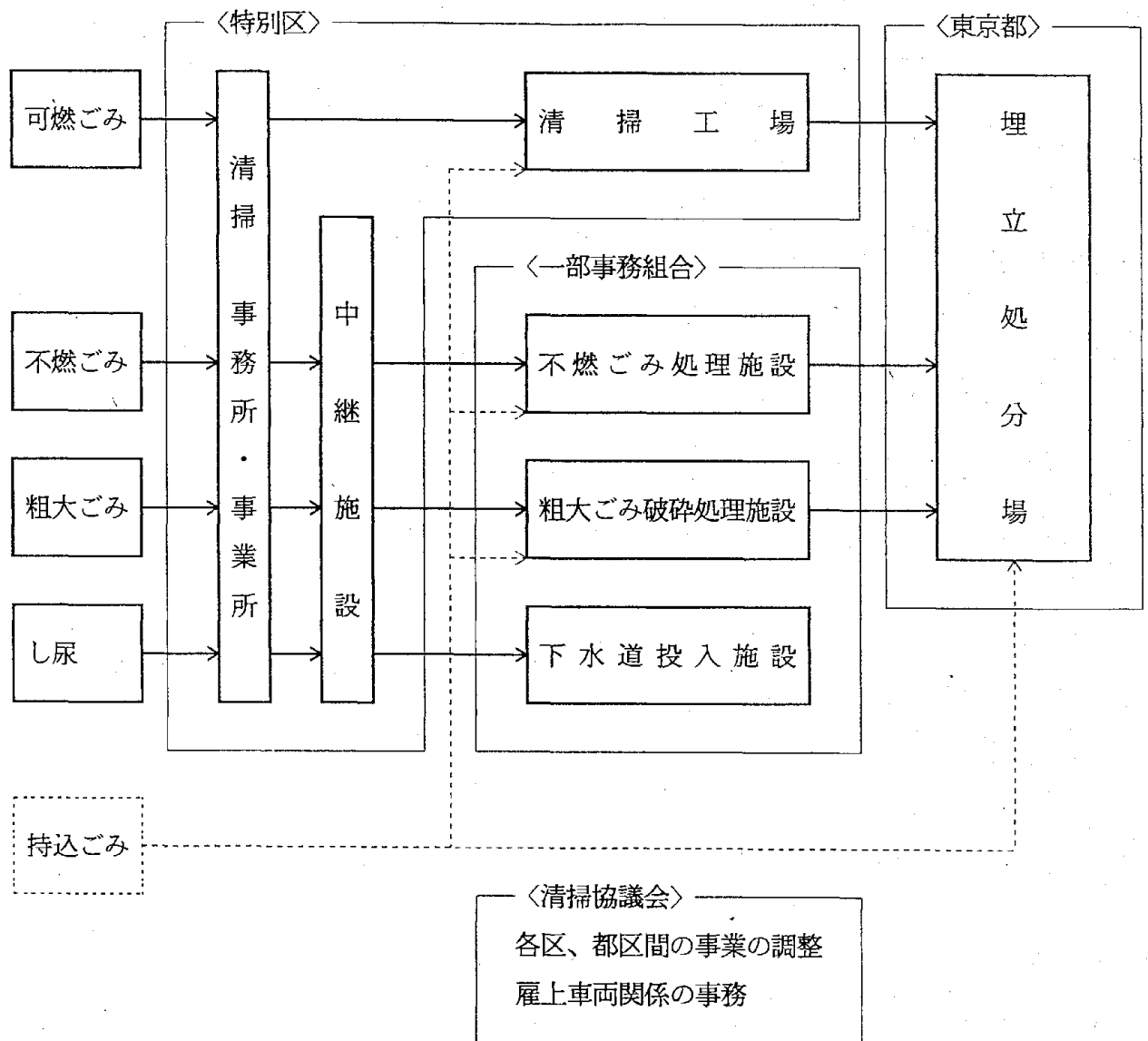
【協議会の規約】

第二百五十二条の四 普通地方公共団体の協議会の規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 協議会の名称
  - 二 協議会を設ける普通地方公共団体
  - 三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体若しくは関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務又は協議会の作成する計画の項目
  - 四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法
  - 五 協議会の経費の支弁の方法
- ② 普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

清掃事業移管後の運営形態について

1. 移管後の運営形態（概略）



(注) → 局収ごみ、-> 持込ごみ（一般廃棄物処理業の許可業者による）



清 掃 事 業 移 管 に 係 わ る ス ケ ジ ュ ー ル

年 度	平 成 1 0 年 度	平 成 1 1 年 度	平成12年度
月	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 ~
国会等	法改正 ----->		法施行
清 掃 事 業 移 管	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">           清掃事業推進、経 理関係、管財、人 材等について             基本的事項の検討 ・協議         </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50px; text-align: center;">           制 度 の 大 枠 整 理         </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">           清掃事業 推進、経 理関係、 管財、人 材等につ いて 個別事業 毎に問題 点の詳細 検討等         </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50px; text-align: center;">           制 度 の 全 体 像 整 理         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px;">           協議会 の設立             個別課 題調整         </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50px; text-align: center;">           制 度 改 革 全 体 方 針 決 定         </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">           各区の体制整備、一 部事務組合の設立準 備             引き継ぎ手続き             清掃事業の試行 等         </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50px; text-align: center;">           制 度 改 革 実 施 要 綱 決 定         </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50px; text-align: center;">           新 制 度 実 施         </div>
	(13区清掃車庫整備) 基本設計・実施設計・建物工事等 ----->		完成

# 循環型社会経済システムの 実現をめざして

## 東京都一般廃棄物処理基本計画 東京スリムプラン21

これまで私たちは、ともすれば大量生産・大量消費・大量廃棄という、いわば資源と環境を過度に浪費する社会経済システムによって快適で便利な生活をほしいままにしてきたといえます。このまま、資源・エネルギーの消費とそれにともなう大量廃棄を続けていけば、いずれ地球は修復不可能なほどに破壊され、人間の生活基盤そのものが破綻してしまうことになりかねません。そこで東京都は、平成9年6月の東京都清掃審議会答申を踏まえ、循環型社会の実現を目指して、東京都区部における一般廃棄物処理の総合的な計画である「東京都一般廃棄物処理基本計画＝東京スリムプラン21」を策定しました。

### 基本計画の理念と目標

#### I. 循環型社会経済システムの実現

- 目標①ごみの発生・排出を抑制する仕組みづくり
- 目標②円滑な資源循環の実現

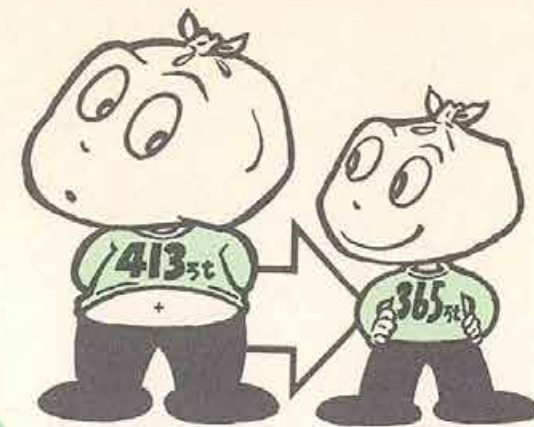
#### II. 循環型ごみ処理システムの構築

- 目標③ごみ処理システムにおける資源・エネルギー回収の効率向上
- 目標④ごみ処理システムから生じる環境への負荷の低減
  - ・自区内処理の原則を基本に、施設の整備等を進めていきます。



# 循環型社会経済システムとは、物質循環を通して環境への負荷を抑制する仕組みです。

私たちの生活は、主として大量生産、大量消費そして大量廃棄する、ものを使い捨てていく一方通行の上に成り立ってきました。その結果、消費活動が進むほどごみは増え続け、最終処分場をひっ迫させ、環境への負荷を大きくしてきました。私たちの暮らしを脅かすごみ問題の解決には、一方通行の生活を根本から変える必要があります。東京都が実現を目指している「循環型社会」は、生産、流通、消費のものの流れの中で大きな循環型システムをつくとともに、ごみの処理においても循環型システムを構築し、環境への負荷低減を図り、最終処分場におけるごみの埋立処分量を抑制していくものです。



ごみ減量・リサイクルを推進していくことで、ごみ量を平成8(1996)年度の413万トンから、平成18(2006)年度には365万トンまで減量を進めていきます。

## 循環型社会経済システムを実現するために

### 1 環境学習を推進するなど普及啓発を進めていきます。

循環型社会経済システムを実現させていくために、消費者の果たすべき役割は大きいものがあります。消費者が利便性のみを追求せず、環境に配慮したライフスタイルで積極的に行動していけば、企業の環境への取組を大きく促進させることになります。そこで、都は、特に21世紀を担う子どもたちを対象として、これまでも増して効果的な普及啓発を進めるとともに、環境学習の機会を積極的に提供していきます。



### 2 ペットボトルの店頭回収を拡大するなど、事業者の自己回収を促進します。

ごみの発生・排出抑制に効果的なコストの内部化手法として、企業による自己回収の促進を図ります。

- 現在行われているペットボトルの店頭回収をさらに広げていきます。
- 廃家電製品等の自己回収を促進します。
- デポジット制度を導入します。



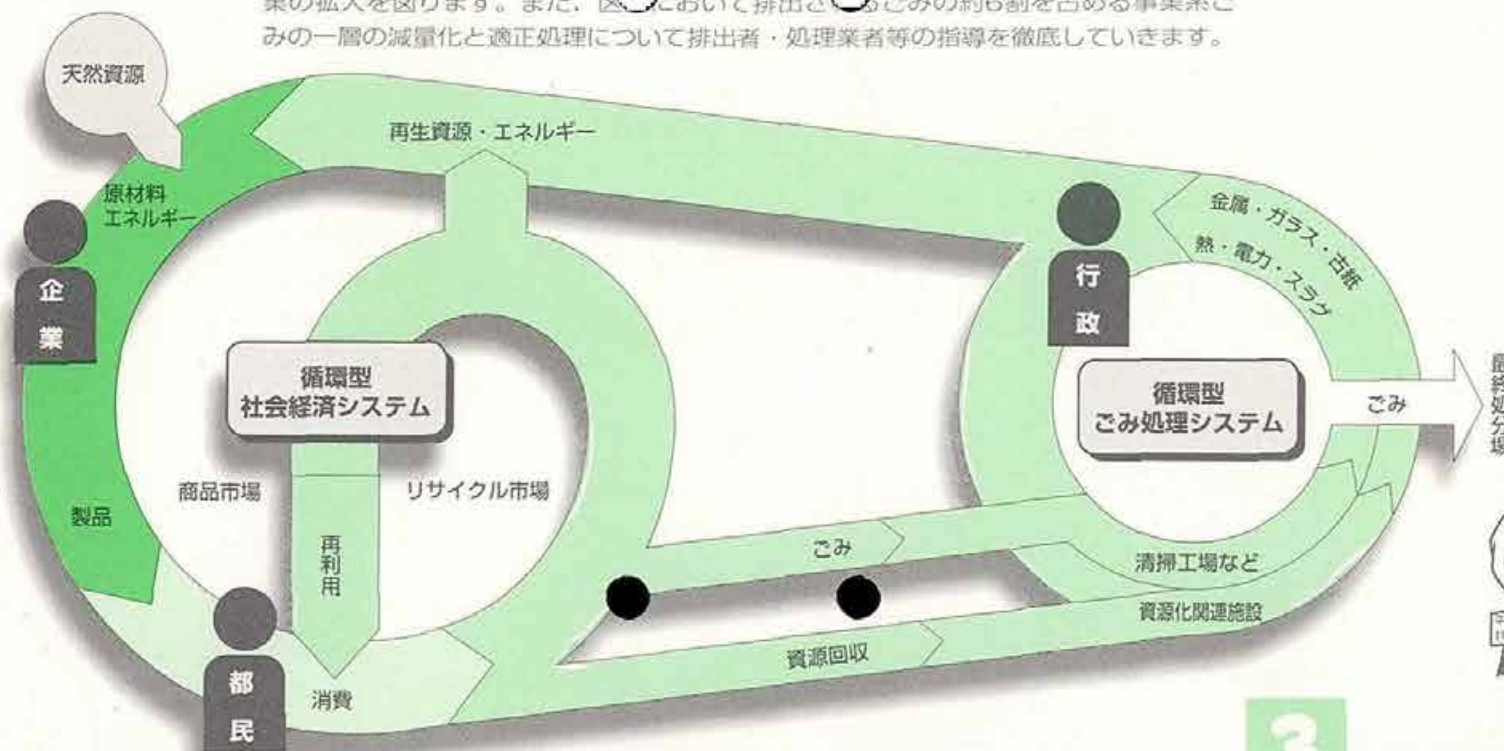
### 3 再生資源の活用を図るために再生品の利用拡大を促進します。

回収された資源を有効に活かすには、再生品の利用拡大が不可欠です。大規模事業所等への指導や再生品利用のガイドラインの拡大・普及に努めていきます。



### 4 資源回収の推進、事業系ごみの指導などを進めていきます。

平成9(1997)年6月から都内6区の一部地域で、東京ルールIをモデル実施していますが、都は早期にすべての都民が参加しやすいリサイクルシステムを確立することを目指して、特別区と十分調整を図りながら、連携して東京ルールIによる資源回収事業の拡大を図ります。また、区において排出されたごみの約6割を占める事業系ごみの一層の減量化と適正処理について排出者・処理業者等の指導を徹底していきます。



## 循環型ごみ処理システムを構築するために

### 1 清掃工場の建設・建替えを進めていきます。

都はごみ処理に当たって地域から排出されたごみはその地域で処理するという自区内処理の原則を基本とし、可燃ごみの安定的な全量焼却体制の確立に向け、地元の理解と協力を得ながら、計画的に清掃工場の建設・建替えを進めていきます。



### 2 排ガス中のダイオキシン類削減のための設備更新を進めます。

区部の清掃工場から排出されるダイオキシン類については、今後5年間でプラントの更新や施設の改造などを進め、平成14(2002)年12月から適用される排出基準を達成します。



### 3 焼却灰の溶融施設等の整備を進めます。

焼却灰の溶融やセメント化等は、焼却灰に含まれるダイオキシン類を分解し、かつ埋立処分量の削減を図るために有効な方策です。区部では、清掃工場の建替え、プラント更新工事に合わせて灰溶融施設等の整備を進めていきます。そして、平成18(2006)年度までに清掃工場が発生する焼却灰の全量の溶融を達成していきます。生成物(溶融スラグ)は新海面処分場整備に利用したり、建設資材としての有効活用を検討していきます。溶融スラグが全量有効活用されれば、今後10年間にごみの埋立処分量を半減することができます。



### 循環型社会の実現には、

都民 企業 行政 がそれぞれの役割を担うパートナーシップが決め手になります。

その他、最終処分量削減手法の検討や資源回収業界の育成・支援を進めていきます。

その他、不燃ごみ処理施設等の整備、資源化関連施設の整備、最終処分場の整備、低公害清掃車の導入拡大、処理技術・再資源化技術の調査研究を進めていきます。

